

食育基本法施行
(平成17年7月)

食育推進基本計画
(平成18年3月)

大阪府食育推進計画
(平成19年3月)

学習指導要領の改訂
(平成20年3月)

- 「学校における食育の推進」が明記。
- 関連する各教科等における食育に関する記述の充実

学校給食法の改正
(平成20年6月)

- 「学校における食育の推進」を明確に位置付け
- 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する実践的な指導を明記
- 校長のリーダーシップによる食育の推進

学校における食育推進の必要性→**栄養教諭**による実践的な取り組みの実施

学校(教職員)

指導計画の作成
校務分掌への位置付け
校内体制の整備
栄養教諭と連携した指導

教職員の意識の向上

食に関する指導の充実
給食指導の充実
保護者への啓発、連携

子ども

- ◎食事の重要性
- ◎心身の健康、望ましい食事のとり方
- ◎食品を選択する能力
- ◎感謝の心
- ◎社会性(食事のマナー、人間関係形成)
- ◎食文化(地域の産物、伝統食等)

**食に関する正しい知識、
望ましい食習慣の形成**

給食残食率の減少
朝食摂取率の増加
食事バランスの改善
生活習慣の改善 等

家庭

給食だより、食育だより、HP
授業参観、試食会、懇談会
食生活アンケート調査
個別相談の実施及び対応

保護者の意識の向上

生活習慣の確立へ

地域

校種間連携

市町村関係課との連携

地元生産者との連携

食育関係団体との連携

企業食育出前授業